

大田市会計管理者の事務代理者を定める規則をここに公布する。

令和6年4月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第30号

大田市会計管理者の事務代理者を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定により、大田市会計管理者の事務代理者について定めることを目的とする。

(事務代理者)

第2条 会計管理者に事故があるときは、出納室長の職にある職員が会計管理者の事務を代理する。

第3条 会計管理者及び出納室長に事故があるときは、出納室出納係長（出納室長補佐が配置されているときは出納室長補佐）が会計管理者の事務を代理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。